

し尿くみ取り料金の附帯意見について（報告）

平成 23 年 12 月 13 日付け清掃対策審議会から答申されたし尿くみ取り料金の取扱いに関する答申に附帯された意見

- 1 し尿くみ取り料金の改定手法について今後検討すること。
- 2 市民と市の負担割合のあり方について今後検討すること。
- 3 くみ取り世帯に対しては公衆衛生及び生活環境の向上の観点から、公共下水道や合併処理浄化槽への転換を促進すること。

上記のとおり附帯された意見について、検討結果の状況を下記のとおり報告します。

記

1 し尿くみ取り料金の改定手法について

(1) 改定の時期について

し尿くみ取り料金の見直しについては、今後も 3 年に 1 度、定期的を実施することとしたいと考えています。

理由

- ・本市が設定している、使用料、手数料、補助金等の額及びその内容については、おおむね 3 年に 1 度、これを見直すこととしているため。
- ・市が 3 年に 1 度実施している「し尿くみ取り世帯実態調査」と併せて料金改定を行うことで、正確な統計を料金に反映させる必要があるため。

(2) 基礎資料について

し尿くみ取り料の算定に当たっては、原則（一財）静岡市環境公社（以下「公社」といいます。）の決算書を基礎資料として、交付金対象業者の決算書を参考資料として、し尿くみ取り料金の算定をしたいと考えています。

理由

- ・公社の決算は、業務ごとに経費を計上しているため、し尿くみ取り業務に限定した経費が正確に把握できるため。
- ・公社の決算は、地方自治法第 199 条第 7 号に基づく、本市の監査を受けているため、その信頼性が担保できるため。

2 市民と市の負担割合のあり方について

(1) し尿くみ取りに関する市民負担と市負担

別紙1「し尿くみ取り料金の仕組」参照。

し尿くみ取り料金は、市民負担と市負担で構成されており、今後もそれぞれが負担すべき増減額を算出し、市も応分の負担をしていきたいと考えています。

理由

・賃金や物価変動を起因とする変更額については、市民が負担すべきであり、また、市の施策として実施している公共下水道等の普及に伴う業者の事業収益悪化を起因とする変更額については、市が負担すべきと考えているため。

・市が負担することについては、大規模災害時等において、業者に担っていただく役割などを考慮し、事業の継続、業者の存続も含め対応する必要があると考えているため。

(2) 今後のし尿くみ取りについて

し尿くみ取り世帯については、今後も減少がしていくことが予測されますので、市の方針として取り組んできたし尿くみ取り業務の公社への一元化、委託化への転換について継続して検討していきたいと考えています。

なお、し尿くみ取り業務を委託している都市への調査結果は、別紙2のとおりです。

(3) 下水道供用開始区域内のし尿くみ取り料金について

来年度（平成26年度）実施予定のし尿くみ取り実態調査時において、下水道供用開始区域内の未水洗世帯にその理由をできる限り調査し、同区域内の料金設定について継続して検討していきたいと考えています。

なお、政令指定都市（本市を含む20都市）について、下水道供用開始区域内のし尿くみ取り料金を調査した結果、市が料金設定している18都市のうち京都市のみが同区域内において別料金（下水道区域内料金）を設定していました。ただし、京都市の当該制度では、水洗化することに必要な資金の調達ができないなどの理由がある場合は、下水道区域内料金を適用せず一般料金とする規定があり、現時点では下水道供用開始区域内で下水道料金を採用している世帯はありませんでした。

3 公共下水道や合併処理浄化槽への転換の促進について

今後についても、下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置の促進及び生活排水の適正処理について、啓発活動を実施していきます。

ア 公共下水道への転換に向けた取組

下水道部下水道総務課内に水洗普及担当を設置し、下水道への接続について、専門指導員による戸別訪問や接続費に関する工事費用への低利な融資制度を設けるなど、その促進に取り組んでいます。

イ 合併処理浄化槽への転換に向けた取組

し尿くみ取りから合併処理浄化槽へ切り替える場合に、その設置工事費に対し補助金を交付しており、また、平成24年度から市内の町内会・自治会等に当該制度に関する説明会を実施し、その促進に取り組んでいます。

し尿くみ取り料金の仕組み

○現行のし尿くみ取り料金



○改定後のし尿くみ取り料金



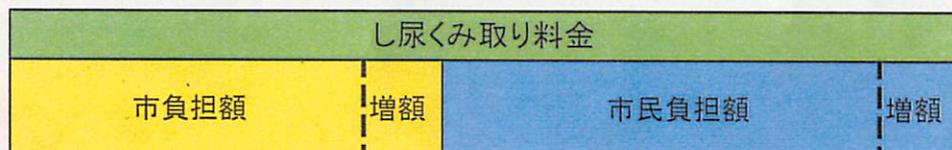
賃金・物価変動・経費変動を見込んで算出した改定後のし尿くみ取り料金と現行料金との差額が、全体増額分(改定額)となる。

し尿くみ取り料金A - し尿くみ取り料金B
↓
賃金・物価変動のみを見込んだ増額分
(市民負担分)

賃金・物価変動は見込まず、世帯数の減少に伴う経費変動分のみを見込んで算出したし尿くみ取り料金

全体増額分から市民負担分を差し引いた増額分(市負担分)

○改定後のし尿くみ取り料金



類似都市におけるし尿くみ取りにかかる委託状況について

1 静岡市（許可制）

都市名	し尿世帯数	委託世帯数	委託料	手数料（従量制）	手数料収入	市負担額	その他
静岡市	6,149 世帯			14.4 円/ℓ		57,669,072 円	・市負担額については、平成 25 年度し尿くみ取料交付金額の実績

2 し尿世帯数類似都市

都市名	し尿世帯数	委託世帯数	委託料	手数料（従量制）	手数料収入	市負担額	その他
宇都宮市	6,119 世帯	4,956 世帯	122,382,000 円	11.7 円/ℓ	50,222,760 円	72,159,240 円	・手数料徴収事務については、委託金額に含む。
さいたま市	3,445 世帯	3,445 世帯	399,825,953 円	6.4 円/ℓ	48,294,540 円	351,531,413 円	・手数料徴収事務については、直営で実施
船橋市	3,311 世帯	3,311 世帯	149,940,000 円	5.4 円/ℓ	26,291,395 円	123,648,605 円	・手数料徴収事務については、直営で実施

※いずれについても、仮設トイレを除く。